



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会  
(2月定例会)



日時：令和8年2月18日(水) 午後1時30分から

1 岐部会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川県警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川県警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川県消防署)

4 議題

- (1) 災害ボランティアサポーターの見直しについて  
【情報提供】(神奈川県社会福祉協議会)
- (2) 日本赤十字社地区事業費・地域活動費 並びに共同募金宣伝啓発費の  
交付に係る見直しについて  
【情報提供】(神奈川県社会福祉協議会)
- (3) 7月1日付欠員補充に向けた民生委員・児童委員及び主任児童委員  
の候補者の推薦等について  
【情報提供】(福祉保健課)
- (4) 特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について  
【情報提供】(区政推進課)
- (5) GREEN×EXPO 2027におけるボランティアについて  
【情報提供】(区政推進課)

- (6) 広報紙の配布について 【情報提供】(区政推進課)
- (7) 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例を改正することへの市民意見募集実施について 【情報提供】(資源循環局神奈川事務所)
- (8) 令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について 【情報提供】(地域振興課)
- (9) 地域活動推進費補助金等説明会の実施について 【情報提供】(地域振興課)
- (10) 令和7年度神奈川区住みよいまちづくり活動助成金の活動報告書類の提出について 【情報提供】(地域振興課)
- (11) 自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせについて 【情報提供】(地域振興課)
- (12) 令和7年度自治会町内会長感謝会・永年在職者表彰の開催概要について(再案内) 【情報提供】(地域振興課)

※ (3)・(4)・(5)・(7)・(8)・(11) は市連会からの議題です。

≪3月定例スケジュール≫

(地域振興課)

・3月区連定例会について

◇日時：令和8年3月18日(水)13時30分～

◇場所：神奈川区役所 本館5階大会議室

・3月の配送便(白袋)について

3月の配送便は3月25日(水)までに送付予定です。

## 1 災害ボランティアサポーターの見直しについて

情報提供

令和4年度に区連会にて選出依頼をおこなった「災害ボランティアサポーター」について、現状を踏まえた見直しの方向性をご提案します。

主な変更点は下記のとおりですが、任期は従来どおり2年とします。

### 【変更点】

#### ①役割

災害ボランティアセンター内での活動を削除し、被災地域からのニーズ収集、被害状況の情報提供、ボランティアの案内役に限定します。

#### ②活動場所

上記の役割の見直しに伴い災害ボランティアセンターへ参集は不要となり、原則として居住地での活動となります。

#### ③選出方法

従来は地区連合から1名ずつの選出を依頼していましたが、見直し後は「地区連合から紹介」と「公募」の2つとします。

この取組に興味がある方がいましたらご紹介ください。

なお、公募により登録があった場合には、応募者情報を居住地の地区連合に情報提供します。

#### ④要件

災害ボランティアセンターへの参集を削除し、「18歳以上の区内在住の方」のうち「地域防災拠点運営委員以外の方」とします。

※資料提供は連長までです。

### 【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：田中 電話：311-2014 FAX：313-2420

## 2 日本赤十字社地区事業費・地域活動費 並びに共同募金宣伝啓発費の交付に係る見直しについて

情報提供

区社協が事務局を担う日本赤十字社神奈川区地区委員会及び共同募金会神奈川区支会委員会において、それぞれ日赤地区事業費は連合町内会あて、日赤地域活動費と共同募金宣伝啓発費は連合町内会を経由して単位自治会町内会あてに交付しています。

令和7年度分を2月下旬に送金するにあたり、交付の考え方を見直しましたので、ご案内いたします。

### 1 従来

- ①日赤地区事業費は連合町内会あて（振り込みは地区連合指定口座）
- ②日赤地域活動費と共同募金宣伝啓発費は単位自治会町内会あてに交付（振り込みは地区連合指定口座）

### 2 見直し後

- ①日赤地区事業費は連合町内会あて（振り込みは地区連合指定口座） ※変更なし
- ②日赤地域活動費と共同募金宣伝啓発費は、原則として自治会町内会単位での交付としつつ、地区連合町内会の実情により連合町内会内での合意を得た場合においては地区連合での活用も可（振り込みは地区連合指定口座）

※資料提供は連長までです。

### 【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：田中 電話：311-2014 FAX：313-2420

### 3 7月1日付欠員補充に向けた民生委員・児童委員及び主任 児童委員の候補者の推薦等について

情報提供

令和8年7月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充に向け、現在欠員が生じている自治会町内会長及び地区連合町内会長宛に下記内容について依頼文・必要書類を郵送いたしますので、該当町内会におかれましては、候補者の推薦につき御協力をお願いいたします。

なお、年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地域におかれましては、今回依頼文等はお送りしませんが、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

あわせて、委員数の増員・減員を御検討の場合は、各地区民児協の地区会長に御相談のうえ福祉保健課まで御連絡くださいますようお願いいたします。

つきましては、2月に福祉保健課から関係自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

#### 【依頼事項】

- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- ・ 各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会の開催
- ・ 推薦書類の作成

#### 【推薦書類の提出期限】

4月10日（金）

※ 増員・減員については、各地区民児協の地区会長に御相談のうえ、3月19日（木）までに福祉保健課運営企画係まで御連絡ください。

#### 【参考】

◇ 開催していただく推薦準備会

民生委員・児童委員：地区推薦準備会（町内会単位で開催）

主任児童委員：連合地区推薦準備会（連合町内会単位で開催）

#### 【書類提出方法及び提出先】

提出方法：郵送又は来庁にて、ご提出をお願いします。

提出先：〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所福祉保健課運営企画係

#### 【問合せ先】

神奈川区福祉保健課運営企画係 担当：黒米・氏家・小山

電話：411-7132 FAX：316-7877

## 4 特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について

情報提供

新たな大都市制度「特別市」の法制化の実現に向けて、自治会町内会の皆様にもご協力いただきながら、機運醸成に取り組んでいます。12月に開催したシンポジウムの結果、3月に開催するシンポジウムの概要、特別市の法制化に関する最近の動向をご説明いたします。シンポジウムは、広報よこはまなどで広く参加者を募集いたしますが、自治会町内会の皆様にもご案内させていただきますので、よろしくお願ひします。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

政策経営局制度企画課 担当：山口・唐牛 電話：671-2952 FAX：663-6561

## 5 GREEN×EXPO 2027におけるボランティアについて

情報提供

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第2弾となる「植物管理ボランティア（約2,000人）」及び「運営ボランティア（約10,000人）」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026年7月頃から募集を開始する予定です。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当：河原、晴山  
電話：671-4627 FAX：212-1223

## 6 広報紙の配布について

情報提供

「広報よこはま」等は、区民生活に密接した情報を各世帯にお知らせする広報媒体として発行しています。

令和8年度も、各世帯への配布に御協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、配布に御協力いただいている自治会町内会に関しましては、2月の配送便にて会長様あて依頼文をお送りいたします。

なお、配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えについて、区役所区政推進課広報相談係まで御相談ください。

### 【問合せ先】

区政推進課 広報相談係 担当：大塚・数本・津島

電話：411-7021 FAX：314-8890

## 7 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例を改正することへの市民意見募集実施について

情報提供

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

資源循環局 街の美化推進課 担当：櫻井・境

電話：671-2556 FAX：663-8199

## 8 令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について

情報提供

令和8年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和8年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：笹尾

電話：671-2317 FAX：664-0734

## 9 地域活動推進費補助金等説明会の実施について

情報提供

「地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金」及び「町の防災組織活動費補助金」に関する説明会を下記の日程で行います。

### 1 開催日程・会場

(1) 単会担当者向け説明会（各1時間程度、4回とも同じ内容です）

第1回：令和8年4月3日（金）午後2時00分～ 本館B1階 機能訓練室

第2回：令和8年4月5日（日）午前10時00分～ 本館B1階 機能訓練室

第3回：令和8年4月8日（水）午後6時00分～ 本館B1階 機能訓練室

第4回：令和8年4月18日（土）午前10時00分～ 本館5階 大会議室

(2) 連合担当者向け説明会（一部、単会向けと重複する部分があります）

令和8年4月17日（金）午後4時00分～ 本館B1階 機能訓練室

### 2 申込方法

令和8年3月20日（金）までにFAXまたはEメールでご連絡ください。

### 3 内容

(1) 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請方法と注意事項

(2) 町の防災組織活動費補助金の報告・申請方法と注意事項

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：狩野・飯村・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

## 10 令和7年度神奈川区住みよいまちづくり活動助成金の活動 報告書類の提出について

情報提供

令和7年度の神奈川区住みよいまちづくり活動助成金については、各地区連合自治会町内会に交付させて頂いていますが、年度末を迎えるにあたり、活動報告書・収支決算報告書をご提出くださいますようお願いいたします。

提出用紙等の資料は席上に配付しています。様式のデータをご希望の場合は担当までご連絡ください。

なお、令和8年度の助成金の申請につきましては、6月の区連定例会で改めてご案内いたします。

### 【活動報告書について】

- ◇ 対象となる事業：地区連合自治会町内会が主催・共催又は後援した3事業（①青少年の健全育成、②ヨコハマ3R推進、③防犯）に係る活動です。
- ◇ 提出期限：令和8年4月3日（金）必着

※連長への提出依頼です。

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：桑野・段 電話：411-7095 FAX：323-2502

## 11 自治会町内会ポータルサイトの運用開始に向けたお知らせについて

情報提供

令和8年4月1日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：栗田・石栗 電話：671-3624 FAX：664-0734

## 12 令和7年度自治会町内会長感謝会・永年在職者表彰の開催概要 について（再案内）

情報提供

1月の区連会でご案内いたしました「令和7年度自治会町内会長感謝会」につきまして、開催日が近づいてまいりましたので、改めてお知らせいたします。  
出席とご回答いただいた皆さまのご来場をお待ちしております。

### 【開催概要】

- ◇日 時：令和8年2月27日（金）  
午後2時30分から午後4時30分まで  
受付開始：午後2時から  
※表彰対象者の方は午後1時50分までにお越しください。  
（表彰対象者の受付開始：午後1時30分から）

- ◇場 所：ホテル・ザ・ノットヨコハマ（西区南幸2丁目16-28）  
※駐車場のご用意はございません。車での御来場はご遠慮ください。  
※令和6年度と同会場となります。

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：狩野・若尾 電話：411-7087 FAX：323-2502

## 特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

### 1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和 7 年 12 月 14 日（日）13 時 30 分～15 時 30 分

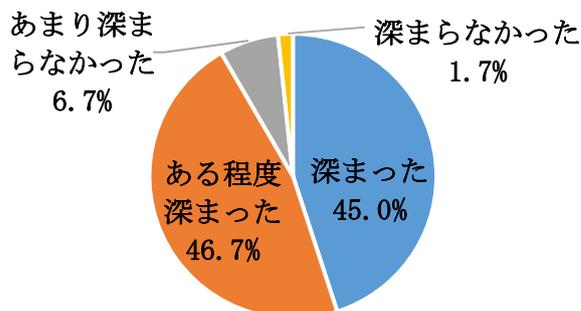
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270 人

<アンケート結果>

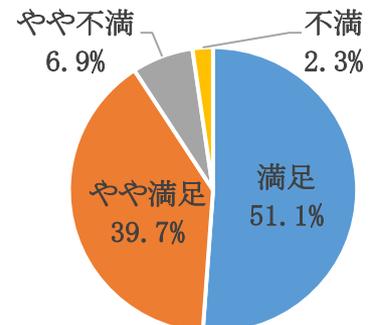
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

**深まった・ある程度深まった 91.7%**



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

**満足・やや満足 90.8%**



<シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

#### 4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

(1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ケ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

## 5 国等への要望・要請

### (1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、『特別市』の法制化の実現』を、総務省に要望しました。

### (2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

### (3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

### (4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

## 6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

### 諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求めます。

### 【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561  
Eメール:ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

大都市の未来を考える

# 指定都市市長会 シンポジウム

～新たな大都市制度について～

2026 (令和8年)

# 3/22日

13:30~15:30 (開場 13:00)

青葉公会堂

東急田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩10分  
東急バス・小田急バス「青葉区総合庁舎」下車すぐ

参加費無料 定員300名  
(事前申込制)

## 第1部 基調講演

辻 琢也さん 一橋大学教授

## 第2部 パネルディスカッション

〈登壇者〉

山中 竹春 横浜市長

紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

辻 琢也さん 一橋大学教授

〈司会〉

佐藤 美樹さん フリーアナウンサー

参加申込は  
こちら



山中 竹春  
横浜市長



紺野 美沙子さん  
俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん  
一橋大学教授



指定都市市長会



横浜市

お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952



## GREEN×EXPO 2027 におけるボランティアについて【情報提供】

### 1 趣旨

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第 2 弾となる「植物管理ボランティア(約 2,000 人)」及び「運営ボランティア(約 10,000 人)」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026 年 7 月頃から募集を開始する予定です。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 募集概要

	植物管理ボランティア(約 2,000 人)	運営ボランティア(約 10,000 人)
活動内容	花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草などの管理のサポート	会場内外での案内など運営のサポート
応募要件	・ 2027 年 4 月 2 日時点で満 15 歳以上の方(中学生を除く) ・ 8 日以上活動していただける方(2 種類応募する場合 16 日以上)	
活動期間	2027 年 3 月 19 日(金)～9 月 26 日(日)	
活動時間	1 日当たり 4 時間程度を想定	
募集締切	2026 年 4 月 30 日(木) 17 時まで	
応募方法	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください。 「GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページ」 <a href="https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/">https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/</a>	
問合せ先	GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター TEL: 0120-878-950(受付時間: 9:00～17:30 ※毎週水曜日休み)	

※ 募集相談会(参加は任意)について

2026 年 3～4 月に、募集相談会(募集概要の説明と個別相談)を横浜市内等で 10 回程度、開催する予定です。詳細は、GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページで順次発表します。

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
 ①花・緑ガイド	会場内の花壇等の見どころ紹介		募集終了	
 ②植物管理	会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート	EXPO全体	2月5日～ 4月30日	GREEN×EXPO協会
 ③運営	会場内外での来場者案内・運営サポート			
 ④ツアーガイド	フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介	横浜市 出展 エリア	7月頃 募集開始 予定	横浜市
 ⑤フィールドづくり	フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等			
 ⑥プログラム運営補助	様々なワークショップの運営補助等			

※ 「花・緑ガイドボランティア」募集結果

応募人数：3,493人（募集人数 約200人に対し、約17倍）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

ボランティア募集中!

# ドキドキ! ガンボロ

GREEN×EXPO 2027 がやってきます。

そのボランティアファミリー、「ガンボロ」になりませんか。

「環境問題ってむずかしい」

「ボランティアはやったことない」

そんなあなたにも仲間になってほしいのです。

知らない道へ踏み出すのはドキドキする。

でも、そのちいさな一歩が、おおきな未来にひろがっていく。

あなたのドキドキが、誰かのドキドキをつくります。

植物管理ボランティア/運営ボランティア

ご応募は2026.4.30(木)17:00まで

地球と。咲きに行こう。

The Blooming Field of Planetary Citizens.

2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan  
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027



GREEN×EXPO協会

# すべての始まりは、 この応募でした。

## ボランティアファミリー「グリボラ」募集中!

募集概要		植物管理ボランティア	運営ボランティア
	活動内容	会場内花壇等での花から摘み・除草等のサポート	会場内外での来場者案内や運営のサポート
	募集人数	約2,000人	約10,000人
	応募要件	・2027年4月2日(金)時点で満15歳以上の方(中学生を除く) ・8日以上活動していただける方※2種類応募する場合は16日以上	
	活動期間	2027年3月19日(金) - 9月26日(日)	
	活動時間	1日当たり4時間程度を想定	

※WEBページに掲載している募集要項及びプライバシーポリシーを必ずご確認の上、ご応募ください。

※応募多数の場合は抽選になります。

募集相談会 (参加は任意)	2026年3・4月に募集相談会を横浜市内等で開催予定です。 詳細はWEBで順次発表します。
------------------	--

## GREEN×EXPO 2027とは？

GREEN×EXPO 2027は、「幸せを創る明日の風景」のテーマのもと、1990年の大阪花の万博以来37年ぶりに国内で開催される最上位クラスの国際園芸博覧会。花、緑、農、食、環境、生物多様性など幅広い「GREEN」の価値を見つめ直し、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信していきます。

開催期間：2027年3月19日(金) - 9月26日(日)

開催場所：旧上瀬谷通信施設(神奈川県横浜市)

主催：GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

- ・お問い合わせ先：GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター
- ・電話番号：0120-878-950
- ・受付時間：9:00 - 17:30(毎週水曜日休み)
- ・メールアドレス：info@volunteer.expo2027yokohama.or.jp

詳細・ご応募は  
こちらから

グリボラ 検索



神政第 1430 号  
令和 8 年 2 月 18 日

自治会町内会長 様

横浜市神奈川区長 鈴木 茂久  
横浜市政策経営局長 松浦 淳  
横浜市会議会局長 豊 基信

### 広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 8 年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 8 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 8 年 5 月、8 月、12 月 令和 9 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 9 年 1 月号は、令和 8 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和8年10月と令和9年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

神奈川県区政推進課広報相談係 Tel411-7021 FAX314-8890

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布時に反映いたします。**(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、お住まいの区の区役所総務課庶務係に御相談ください。  
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様によくお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (5) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

民間事業者によるポスティングに切り替えた場合

- ・民間事業者が自治会町内会内エリアの全世帯(未加入世帯含む)に配布します。
- ・広報の仕分けや配布作業がなくなります。
- ・配布部数の変更や配布担当者の変更などの連絡が不要になります。
- ・広報配布謝金の支払いがなくなります。
- ・ポスティングへの切り替え調整に数か月程度かかる場合や切り替えの御要望に沿えない場合もあります。



担当：神奈川県区政推進課広報相談係

Tel411-7021 FAX314-8890

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例  
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp



# 1 本市の取組

## (1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

平成19年～	吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正 ・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務 ・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用 ・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定 (横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区)
令和2年4月	改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定
令和7年4月	横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化

## (2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



現行条例についてはこちら



巡回指導の様子



パトロールの様子



看板の例

### 【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

特に気にしない	3%
吸い殻のポイ捨て	88%
たばこの煙やにおい	84%
受動喫煙による健康影響	69%
歩きながらのたばこによるやけど	59%

『この1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。』

機会はありません	22%
歩きながら	55%
路上喫煙	47%
屋外の喫煙所の周囲	34%
飲食店	15%
自宅(近隣住民等の喫煙)	13%
公園	13%

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

# 2 現状の課題と今後の方向性

### 課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

### 方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

### 課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まった喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

### 方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

### 課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

### 方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



従来の喫煙所(横浜駅東口喫煙所)



他自治体の密閉型喫煙所(新橋駅前SL広場指定喫煙場所)

# 3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

- 市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)
- 特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。
- 同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。

### 現行

**屋外(市内全域)**

**歩行喫煙禁止(努力義務)**

歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない

※令和7年4月～市立公園禁煙

**喫煙禁止地区**

喫煙禁止  
罰則(過料2,000円)

### 改正後

**屋外(市内全域)**

**喫煙禁止(禁止規定)**

屋外の公共の場所(路上等)における喫煙を禁止  
**立ち止まった喫煙も含む**

※原則、私有地は除く

**喫煙禁止重点地区**

喫煙禁止  
罰則(過料2,000円)

## 令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

### 1 趣旨

令和 8 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和 8 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 8 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

### 3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和 8 年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和 7 年度で終了しました。

### 4 添付資料

令和 8 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

### 5 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笹尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

メール：[sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp)

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片淵

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：[sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp)

## 市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 （区地域振興課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用。各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定）

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

令和8年2月18日

地区連合町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

神奈川県地域振興課長

## 地域活動推進費補助金等説明会の実施について（案内）

日頃から区政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会を次のとおり実施しますので、初めて補助金事務をご担当される方はぜひご参加ください。参加のお申し込みは、別紙により令和8年3月20日（金）までにFAX又はEメールにてご連絡くださいますようお願いいたします。

また、説明会の内容は、例年と同じ内容の予定です。これまでのご経験のある方でもご参加いただけます。

なお、単会担当者向け、連合担当者向けで日程を分けて説明会を行います。

### 1 開催日時・会場

(1) 単会担当者向け説明会（各1時間程度、4回とも同じ内容です）

	開催日	開催時間	会場（神奈川県役所）
第1回	令和8年4月3日（金）	午後2時00分～	本館B1階 機能訓練室
第2回	令和8年4月5日（日）	午前10時00分～	本館B1階 機能訓練室
第3回	令和8年4月8日（水）	午後6時00分～	本館B1階 機能訓練室
第4回	令和8年4月18日（土）	午前10時00分～	本館5階 大会議室

(2) 連合担当者向け説明会（一部、単会担当者向けの説明と重複する部分があります）

開催日	開催時間	会場（神奈川県役所）
令和8年4月17日（金）	午後4時00分～	本館B1階 機能訓練室

### 2 対象

自治会町内会・地区連合町内会で初めて補助金事務をご担当される方等  
（会場の都合上、各自治会町内会で2名までの参加とさせていただきます。）

### 3 内容

- (1) 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請方法と注意事項
- (2) 町の防災組織活動費補助金の報告・申請方法と注意事項

※例年と同じ内容の予定です。

### 4 その他

説明会に参加できない場合、個別でもご説明しますので、ご相談ください。

#### 【問合せ】

神奈川県地域振興課 狩野、飯村、中村

電話：411-7086 FAX：323-2502

Eメール：kg-hojyokin@city.yokohama.jp

ファックス番号 323-2502

神奈川区役所地域振興課 自治会町内会担当 行

## 《地域活動推進費補助金等説明会 参加申込書》

団体名 \_\_\_\_\_

会場の都合上、各自治会町内会で2名までの参加とさせていただきます。

2名以上の参加をご希望される場合は、ご相談ください。

単会担当者向け説明会（各1時間程度、4回とも同じ内容です）		
参加者氏名	電話番号	希望回（○で囲んでください）
		4/3（金）午後2時～
		4/5（日）午前10時～
		4/8（水）午後6時～
		4/18（土）午前10時～

連合担当者向け説明会（一部、単会担当者向けの説明と重複する部分があります）		
参加者氏名	電話番号	開催日
		4/17（金）午後4時～

※締切日 令和8年3月20日（金）

《Eメールの場合》

kg-hojyokin@city.yokohama.lg.jp までご連絡ください。

## 自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

### 1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1 月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

#### (1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

#### (2) オンライン申請可能な項目

##### ① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

##### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

##### ③ 委嘱委員の推薦届出

##### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

#### (3) ポータル活用で期待できる効果

##### ① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

##### ② 2 回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

##### ③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを随時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

##### ④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

#### 4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

- ① 発送時期：令和 8 年 3 月下旬
- ② 発送方法：配送ルート便
- ③ 内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

##### 【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的で ID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを実際に行うため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの 活用を開始する際に必要となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

#### 5 運用開始にあたって

運用開始日（令和 8 年 4 月 1 日（水）9 時）以降、初期設定マニュアル（3 月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

##### （1）初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていただくことで、ポータルの管理者として登録されます。

##### （2）ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課 担当 栗田、石栗 電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp
---